

# 令和8年度 障害者虐待防止に係る取組(案)

令和7年度 第2回松戸市虐待防止連携推進会議

令和8年2月3日(火)  
障害福祉課

# ネットワークの事業計画

## 1. 障害者虐待防止・差別解消啓発活動

- ①市ホームページや市SNS(X、facebook、LINE)の活用
- ②広報チラシ及びパンフレットの随時配布
- ③「障害者の権利擁護について」パートナー講座の開催
- ④市役所連絡通路での広報活動の実施
- ⑤権利擁護マニュアル(5種類 訪問編・児童編・入所編・就労編・差別編)の随時配布
- ⑥松戸市集団指導での、障害者虐待防止に関する内容の説明

## 2. 障害者虐待(養護者・使用者)及び障害者差別相談

- ①早期終結に向けて必要時基幹相談支援センターと各関係機関と連携しながら対応する。

## 3. 成年後見制度市長申立て

- ①市長申立て検討会実施から概ね3か月以内に家庭裁判所に申立てを行う。虐待事案についてはより迅速に対応を進める。

# 講演会・研修会等の開催

## ◎ 障害者権利擁護講演会 従事者向け研修会(虐待・差別)の開催

目的:障害のある方が虐待や権利侵害の不安なく地域生活を送れるよう、福祉施設従事者が日頃の業務の振り返りや制度についての情報を学ぶ機会とする

対象:市内障害福祉サービス事業所職員 企業 等

内容:令和8年11月開催予定

## ◎ 障害者権利擁護講演会 市民向け講演会(虐待・差別)の開催

目的:日常生活の中で障害に対する差別や虐待とし得る問題が多い事象を、わかりやすい事例を交えながら、地域で支援する方法を考える場として提供し、障害者虐待や障害者差別に関する普及啓発を行う

対象:市内障害福祉サービス事業所職員 企業 市民 等

内容:令和9年2月開催予定

## ◎ 市職員向け障害者差別解消法研修会の開催

目的:日々市民の方々と接することの多い市役所職員が、障害者差別解消について学ぶことで、対応の質の向上を目指す

対象:新規採用職員及び新規管理職を含む各課職員1名

内容:令和8年10月開催予定

障害者差別解消法の概要、松戸市職員対応要領と障害者差別に関する庁内の相談体制について

## ◎ 障害者虐待及び障害者差別対応機関(障害福祉課権利擁護担当・基幹相談支援センター)研修の開催

目的:虐待対応を行う障害福祉課、基幹相談支援センター職員の資質向上及び対応力の底上げを目指す

対象:障害福祉課権利擁護担当・基幹相談支援センター職員

内容:令和8年8月開催予定

# 会議の開催

会議	頻度	内容	メンバー
障害者虐待防止 ネットワーク会議	年1回	事業報告および事業計画の決定 ネットワーク事業の決定と管理 等	人権擁護関係者 司法関係者 保健・医療関係者 警察関係者 福祉関係者 労働関係者 障害当事者等 市職員
障害者虐待防止 ネットワーク 担当者会議	年6回 (奇数月)	障害者虐待通報事例及び障害者差別相談事例の現状及び対応報告・検証 障害者虐待防止に関する検討事項について 等	保健・医療関係者 警察関係者 福祉関係者 労働関係者 障害当事者等 市職員
権利擁護担当職員 定例会議	毎月	現在対応中の虐待及び差別に関する全事案の共有と方針の検討 また、権利擁護に係る事業についての進捗管理及び検討	障害福祉課権利擁護担当職員
定例コアメンバー 会議	毎月	虐待有無の判断、終結の判断、虐待及び差別事案のうち支援困難事例の検討	弁護士 基幹相談支援センター 障害福祉課管理職 権利擁護担当職員
臨時コアメンバー 会議	随時	①障害者差別案件の終結判断 ②緊急性の高い虐待事案の検討	①広域専門指導員 地区基幹相談支援センター 障害福祉課管理職 権利擁護担当職員 ②障害福祉課管理職 権利擁護担当職員 ※必要時、弁護士やケース関係者を招集